

「計量法に係る登録事業者の登録等に係る規程」の改正に係る意見及び回答

	ご意見	回答
1	<p>該当箇所： 29/36頁 ~ 36/36頁 【別記(第18条関係)申請事業者又は登録事業者が宣言する計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質の校正等の期間の決定に係る基準】 ご意見：「Guideline for the Determination of Calibration Intervals of Measuring Instruments」最新版に整合させたほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、別記の基準はOIML D10/ILAC G24の2002年版を翻訳したものであり、最新版は2007年版です。この改訂は、おそらくISO/IEC17025の1999年版から2005年版への改正を受けたものと思われませんが、最新版を翻訳し、現行規定と比較検討・確認を行った上で、今回ではなく、次回改正時に反映させたいと存じます。</p>